

『令和元年9月20日開催』

建設消防常任委員会

委員長報告

【令和元年9月定例会】

委員長 古川 九一

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、議案第192号「専決処分の承認について（令和元年度川口市一般会計補正予算）」のうち、当委員会の所管事項についてを議題といたしましたところ、まず、交通安全施設等整備事業費にかかわり、交通安全施設の設置箇所数及び設置完了時期について問われ、これに対して、市道の交差点146箇所を対象とし、令和2年3月末までに設置を完了することのこと。

これに関連して、設置箇所の選定理由について問われ、これに対して、交通量の多い市道幹線道路同士の交差点136箇所に加え、川口・武南両警察署から情報提供を受けた交通事故の多い交差点10箇所の計146箇所を選定したことでありました。

このほか、今回は設置の対象とならなかった交差点に対する今後の予算措置について、質疑応答の後、採決の結果、本案は、起立者全員で承認することに決しました。

次に、議案第194号「市道路線の認定について（神根第774－8号線）」ないし議案第198号「市道路線の廃止について（神根第413－1号線）」までの以上5議案を一括議題といたしましたところ、議案第197号にかかわり、当該廃止路線が市道認定された経緯について等、質疑応答の後、一括採決の結果、議案第194号ないし議案第198号までの以上5議案は、起立者全員で可決と決しました。

次に、歳出の部、第8款「土木費」及び当該歳出に係る歳入並びに第4条第4表「地方債補正」のうち、当委員会の所管事項についてを一括議題といたしましたところ、まず、都市環境整備推進費にかかわり、川口栄町3丁目銀座地区第一種市街地再開発事業を、予定を早めて施工する理由について問われ、これに対して、想定以上の軟弱な地盤により、既存の杭の引き抜き工事に影響が生じることから、本体工事で行う予定の工事を一部先行して行うよう変更したためであるとのこと。

これに関連して、総事業費の増額の有無について問われ、これに対して、全体の事業費が増額されることはないとのことでありました。

このほか、土地区画整理費にかかわり、区画整理の方針及びスケジュールについて等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、川口栄町3丁目銀座地区第一種市街地再開発事業については、前倒し措置がされたとしても、事業に対し多額の補助金を費やすことから反対するとの意見。

また、川口栄町3丁目銀座地区第一種市街地再開発事業は、市民の安全安心なまちづくりを推進し、良好な街なかの空間、そして居住空間を形成するために必要な事業であると考えます。今回の補正予算については、当事業の全体事業費を増額するものではなく、工事の進捗を図るため施工手法などを変更し、来年度の工事を前倒しするものであり、あくまでも事業を順調に進めるうえで、必要である。

このほか、まちづくり方針等検討委託については、構造改革特区を国に申請することで、市街化調整区域内におけるまちづくりを推進するという、本市としても念願の事業が始まる契機になると考える。当該委託による意向調査が、新たなまちづくりのきっかけとなり、今後も市民にとって住み良いまちとなることを期待し賛成するとの意見。

さらに、川口栄町3丁目銀座地区第一種市街地再開発事業については、事業総額で見たときに市から多額の補助金が投入されている。

駅周辺的生活環境、住環境を向上させるという目的には大いに賛成するものであるが、人口減少、財政の厳しさが増す中において、予算については今まで以上に使い方のバランスを熟慮して、慎重に執行していただくことを要望し、賛成するとの意見がそれぞれ述べられた後、一括採決の結果、歳出の部、第8款及び当該歳出に係る歳入並びに第4条第4表は、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第161号「令和元年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、本案は、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第162号「令和元年度川口市下水道事業会計補正予算」を議題といたしましたところ、消費税及び地方消費税にかかわり、3,600万円が減額となる理由について、質疑応答の後、採決の結果、本案は、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第184号「川口市下水道条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、指定排水設備工事店の指定等の改正点について、質疑応答の後、採決の結果、本案は、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第183号「川口市水道事業給水条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、指定給水装置工事事業者制度における指定の更新要件について等、質疑応答の後、採決の結果、本案は、起立者全員で可決と決しました。

次に、歳出の部、第9款「消防費」及び第2条第2表「繰越明許費補正」のうち、当委員会の所管事項についてを一括議題といたしましたところ、消防施設費にかかわり、鳩ヶ谷分署改築事業に係る基本設計と実施設計を一括して委託することによる効果について問われ、これに対して、事業期間を3か月から6か月短縮する効果があるとの質疑応答の後、一括採決の結果、歳出の部、第9款及び第2条第2表は、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第185号「川口市消防団条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、本案は、起立者全員で可決と決しました。

最後に、議案第182号「川口市消防法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、手数料の増額理由について等、質疑応答の後、採決の結果、本案は、起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。